

TOKYO MAIL NEWS



EAST
TRANSPORT
SERVICE WORKERS
UNION

輸送サービス労組 東京地本

JTSU-E TOKYO

2021.8.26
No.021



8月25日 東地申第2号

「労使間の取扱いに関する協約」に基づき、 中野車掌区における会社施設等の一時使用を求める申し入れを行う！

JR東日本輸送サービス労働組合は、2020年2月10日に申1号「労使対等・信義誠実の原則に基づき、JR東日本輸送サービス労働組合員の労働条件の向上を求める申し入れ」を行い、2020年5月15日に本部・本社間で議事録確認及び「労使間の取扱いに関する協約」を含めた各協約・協定を締結しました。

「労使間の取扱いに関する協約」には、第1条として信義誠実の原則、第2条では会社及び組合は労働協約を遵守し相互に権利を尊重し誠実に業務を履行すること。第4条には会社は組合員の正当な組合活動の自由を認め、これにより不利益な扱いはしないと記載されています。

私たちJR東日本輸送サービス労働組合は「労使間の取扱いに関する協約」に基づき、各職場で会社施設等の一時使用の申請を行い、会議室等を使用していますが、中野車掌区では「労使間の取扱いに関する協約」が遵守されず、労使慣行が一方的に変更され「使用制限」や「時間制限」などの職場の独自のルールが作られ「管理者がいないから会議室を貸せない」や「コロナ対策」と称して意図的に会社施設等を使用させないような言動が職場内で表れています。これらの言動は正当な組合活動に対する侵害や妨害であり、到底認めることはできません。

JR東日本輸送サービス労働組合は企業内労働組合であり、職場会議室を借りて活動することは企業内労働組合の組合活動として当然の行為です。それを職場において独自のルールを決め「使用制限」や「時間制限」は憲法第28条の勤労者の団結権の侵害です。さらには、会議室等が空いているにも関わらず「1週間前にならないと様式8は渡せない」として予定が立てることができず、組合運営等への実害も発生しており、労働組合への支配介入にあたる不当労働行為と言わざるをえません。

地本は企業内労働組合として当たり前前の組合活動を求めるため、以下の通り申し入れを行いました。

～申し入れ事項～

1. 「労使間の取扱いに関する協約」に基づき、中野車掌区における会社施設等の一時使用を認めるために不適切なルールの是正をすること。

憲法で認められている団結権の侵害は認められない！

地本は組合員の利益を守るために団体交渉に臨みます！